

# Palliative Care

患者の皆さんが  
穏やかに暮らすために

緩和ケア病棟オープンから1年半  
患者・家族双方の負担の軽減へ  
地域連携の終末医療をめざす



外科診療部長（緩和ケア担当）杉本圭司

25年1月にオープンした緩和ケア病棟。がんなど、終末医療にかかる患者の皆さんが利用しています。

「人生の終わりを穏やかに過ごせるようにするために、患者の皆さんの生活の質を維持・改善するよう取り組み、心と体の苦痛を取り除くお手伝いをしています」。そう話すのは、緩和ケア担当の杉本圭司外科診療部長。

市立川西病院は、地域の拠点病院として、川西市内のほか、猪名川・能勢・豊能町などからの患者を受け入れています。緩和ケア病棟利用者もその多くが市内や近隣市町在住です。

「がんが診断され、大学病院などで治療を続けても、手が及ばなくなる場合もあります。最期は、家族の元にいたい、看取ってあげたい。そんな思いがあっても、距離的な問題などが障害になることも少なくありません。そういった患者さんやご家族の負担を軽減できればと思いますね」

緩和ケア病棟には、家族と患者の皆さんが寄り添える場所を提供するため、キッチンや食事スペース、談話室など

を備えているほか、病棟はすべて個室。家族は宿泊も可能です。

また、アロマテラピーや、話し相手となるボランティアの配置、各種イベントの実施など、スピリチュアルケアの充実にも努めています。

「終末医療は、病院だけでなく、在宅ケアの支援も行っています。これからは、院内での治療だけでなく、地域の医院と連携しながら、がん患者の皆さんの穏やかな暮らしのために、取り組んでいきます」



## アステ市民プラザで市民医療講座を開催

メタボリックシンドローム提言者による講演会

住友病院院長の松澤次さんほかを講師に「メタボリックシンドロームと内臓脂肪」などをテーマとした講演とテノール歌手藤田卓也さんによるコンサートを。当日会場へ。

とき＝8月10日(日)午後1時15分開会▶ところ＝アステ市民プラザ

【問合せ】市立川西病院地域医療連携室 ☎ (794) 2321

## おとな子どもも 食と育つ

健康づくり室  
☎ (758) 4721

レシピ提供：長谷川馨さん（中央町）

### ●材料（1人分）

- 桃 ..... 小1個
- オレンジジュース ..... 45cc
- ソーダ ..... 100cc
- グレナデンシロップ  
(なければかき氷シロップでも可) ..... 小さじ1
- 氷 ..... 適量
- ミント ..... 適量

熱量（1人分）：77kcal

### ●作り方

- 1 桃は皮をむき、適当な大きさに切る。
- 2 ミキサーに1とオレンジジュースを加え、かき混ぜる。
- 3 氷の入った容器に2とソーダを入れ、スプーンでよくかき混ぜる。
- 4 グラスに氷、3を注ぎ、グレナデンシロップを入れる。
- 5 ミントなどで飾り付けをしたら出来上がり。



### 旬の桃でもう一品！

ヨーグルト大さじ4、パインジュース45ccとグレープフルーツジュース20ccを加えてかき混ぜ、フルーツソースなどをかけると、子どもでも飲みやすいカクテル風ジュースの出来上がり！



## ヴァージンベリーニ 桃のノンアルコールカクテル

### 人権啓発シリーズ

## 生きる

人権推進課  
☎ (740) 1150

## よく生き合おう！⑤

### 自らの人権知識を検証する NHKの意識調査から

NHK放送文化研究所が行った意識調査（2008年実施、『現代日本人の意識構造』第7版。NHKブックス）には「憲法で国民の権利と決められていると思うものをいくつでも選んでください」という質問がありました。

選択肢は「思っていることを世間に発表する」「税金を納める」「目上の人に従う」「道路の右側を歩く」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の6項目。皆さんは「国民の権利」はどれだと思いますか。

「思っていることを世間に発表する」（表現の自由）を選んだ人は36%。

「税金を納める」ことを国民の権利だと誤解している人が43%。

「労働組合をつくる」（団結権）が憲法で保障された国民の権利だと理解している人はわずかに22%。

さすがに「人間らしい暮らしをする」（生存権）を選んだ人は77%でした。

これが、日本国憲法が施行されて61年後の、私たちの「人権に関する知識・認識」の状況なのです。

前掲「現代日本人の意識構造」の編者は、「憲法で決められた重要な権利を意識する必要がなく、知らないことによる支障もない世の中であってみれば、それはそれで幸せなのかもしれない」と書いています。

皮肉を言いたくなる気持ちも分からないわけではありませんが、好むと好まざるにかかわらず、私たちはこの状況から出発するしかないのです。

（元岐阜大学教授 藤田敬一）

## 消費生活センターだより

消費生活センター  
☎ (740) 1167

## 美容医療のトラブル

### 話を聞くだけのつもりだったのに 即日施術

「安く施術が受けられる」という広告やホームページを見て、話を聞くだけのつもりで出向いたら、その日のうちに高額な施術をされてしまったという美容医療に関する相談が寄せられています。

**事例:**美容クリニックのホームページに「小顔プチ整形2,000円」と書いてあった。問い合わせたら「カウンセリングにお越しください」と言われたのでクリニックに出向いた。カウンセラーが「あなたの顔はたるんでいるので歳を取って見えるだけなので傷痕も痛みもない。モニターになれば約100万円の施術を半額にする。この割引は今日しか使えない」と言われ、その日のうちに施術を受けた。帰宅後、頭部に強い痛みがあり、口を開けるのもつらく、翌朝クリニックに電話をしたら「安静にしていれば治ります」と言うだけだった。2週間経った今でも痛みは残っているし、リフトアップしたようにも思えない。（30歳代 女性）

「高額な施術を勧められ契約をせかされた」「施術後に傷痕や痛みが残った」「効果がない」など、美容医療に関する相談内容は多岐にわたっています。美容医療サービスは医療行為で、身体的なリスクを伴います。また、多くは自由診療で保険適用がなく高額な契約となります。施術内容、リスク、価格、施術結果の見直しなどについて十分な説明を受けた上、慎重に判断することが重要です。少しでも迷いや不安を感じた場合は、決してその場では契約しないようにしましょう。

